

「はままつ婚活事業」における民間主催の結婚支援関連イベント等情報提供要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市が実施する「はままつ婚活事業」における、民間が実施する結婚支援に関する情報の提供について定めるものとする。

(提供を受ける情報)

第2条 はままつ婚活事業において提供を受ける情報は、浜松市内で開催される次のいずれかに掲げるもの（以下「イベント等」という。）に関するものとする。但し営利目的で実施する高額なイベント等や参加に当たり会員登録等を必要とするものについては対象外とする。

- (1) 男女の交流・出会いの場を創出するイベント
- (2) 男女の交流・出会いの機会へ参加するためのセミナー
- (3) その他、男女の交流・出会いの促進につながる事業

(イベント等の主催、後援、協賛)

第3条 次のいずれかに該当する者が主催（共催を含む）もしくは後援や協賛するイベント等の情報は、掲載することができない。

- (1) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体及び個人
- (2) 宗教活動及び政治活動を目的とする団体及び個人
- (3) 違法商法、詐欺行為、その他犯罪行為等に関わりを持つ団体及び個人
- (4) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に定める風俗営業を行う団体及び個人
- (5) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続き中の団体及び個人（ただし、再生又は更生計画が認可されたものはこの限りではない）
- (6) 市の指名停止措置を受けている団体及び個人
- (7) 市税の滞納がある団体及び個人
- (8) 市外で開催されるイベント等
- (9) その他、市がふさわしくないと認めた団体及び個人

(情報活用方法)

第4条 提供を受けた情報は、浜松市ホームページに掲載する。

(イベント等のウェップサイト)

第5条 イベント等の情報が掲載されているウェップサイトは、次のいずれかの情報を含むものであってはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの

- (3) 人権侵害となるもの又はその恐れのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 虚偽又は誤認される恐れがあるもの
- (6) その他市がふさわしくないと認めるもの

(情報提供の手続き等)

第6条 情報提供を行おうとする者は、「はままつ結婚支援関連イベント等情報提供申込書兼誓約書（様式第1号）」（以下「情報提供申込書兼誓約書」）を市に提出する。

(添付書類)

第7条 情報提供申込書兼誓約書の提出にあたっては、以下の（1）から（4）に示す書類を添付しなくてはならない。なお、過去に情報提供実績のある団体等や県内市町の後援を受けているイベント等の場合は、（1）以外の添付書類の提出は不要とする。

- (1) イベント等の内容がわかるもの（チラシ等）
- (2) イベント等を主催する団体の定款、規約、その他それに類するもの
- (3) イベント等を主催する団体の法人登記事項証明書
- (4) (2)、(3) が存在しない場合は、イベント等主催団体代表者もしくはイベント主催者の履歴書

(イベント等情報提供の中止)

第8条 次のいずれかに該当するときは、イベント等の主催団体もしくは個人に対して通知することなく、イベント等情報の提供を中止する。

- (1) イベント等の開催が終了したとき
- (2) 情報提供を受けたイベント等に関わる団体及び個人が、故意又は過失により、事件・事故等を起こしたとき又はその疑いのあるとき
- (3) イベント等情報及び情報掲載ウェブサイトが本要領に反するものであると判明したとき
- (4) 情報提供申請書及び添付書類に虚偽の事実が含まれていることが判明したとき

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。